

○坂井市中小企業者等振興資金融資要綱

平成19年3月9日

告示第37号

改正 平成20年1月10日告示第41号

平成20年3月19日告示第60号

平成21年3月27日告示第47号

平成21年12月16日告示第207号

平成29年3月31日告示第137号

令和2年3月31日告示第75号

改正 令和4年3月31日告示第37号

改正 令和5年5月1日告示第108号

改正 令和8年5月1日告示第229号

坂井市中小企業事業振興資金融資要綱（平成18年坂井市告示第130号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、坂井市内の中小企業者等に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金を低利で融資することにより、本市産業の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この告示において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- （2） 中小企業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合及び信用協同組合は除く。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。
- （3） 開業者とは、新たに中小企業者として事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降1年を経過しない中小企業者をいう。
- （4） 運転資金とは、物品の仕入、経費の支払又は買掛金及び支払手形の決済等、中小企業者等がその事業を継続して営むために必要な資金をいう。
- （5） 設備資金とは、中小企業者及び中小企業組合（以下「中小企業者等」という。）が事業拡大や効率化を目的として行う工場、店舗等の新改築又は機械設備等の設置に必要な資金をいう。
- （6） 借換資金とは、中小企業者等が既借入金の返済負担額の軽減を図るために必要な資金をいう。

（資金の種類）

第3条 この告示による融資資金の種類は、次のとおりとする。

- （1） 一般資金 運転資金及び設備資金
- （2） 開業資金 開業に伴う運転資金及び設備資金

(3) 借換資金 借換えに伴う運転資金及び設備資金
(融資対象者)

第4条 一般資金及び借換資金の融資の対象となる者は、中小企業者等とする。ただし、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 個人の中小企業者にあつては、1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、市内に住所を有していること。

(2) 法人の中小企業者にあつては、1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、市内に事業所を有していること。

(3) 中小企業組合にあつては、組合を構成する者（法人を含む。）の3分の2以上が市内に住所（法人の場合は事業所）を有していること。

2 開業資金の融資の対象となる者は、開業者とする。ただし、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 個人の開業者にあつては、市内に住所を有していること。

(2) 法人の開業者にあつては、市内に事業所を有し、又は市内に有しようとしていること。

(融資要件)

第5条 融資の要件は、前条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 市税を完納していること。

(2) 貸付金の返済が確実であること。

(3) 過去1年間不渡り停止処分を受けていないこと。

2 一般資金の融資を受ける者は、前項のほか、福井県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める保証対象業種を営んでいなければならない。

3 開業資金の融資を受けることのできる者は、第1項のほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 保証協会が定める保証対象業種であること。

(2) 事業を開始しようとする者にあつては、その事業に着手することが明らかであること。

(3) 許可等を要する業種にあつては、既に当該許可等を受けていること又は当該許可等を申請中であり、かつ、当該許可等を受けることが確実であると認められること。

4 借換資金の融資を受けることのできる者は、第1項のほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 保証協会が定める保証対象業種であること。

(2) 借り換えようとする既借入金が、保証協会の保証付き融資かつ第3条各号に規定するいずれかの資金であること。

(3) 当該融資に基づく借換えにより、1月あたりの返済総額が元の返済総額を超えないこと。

(信用保証)

第6条 一般資金の融資については、保証協会の信用保証を付けることができる。

- 2 開業資金及び借換資金の融資については、原則として保証協会の保証を付けなければならない。

(融資の条件)

第7条 融資の限度額等の条件は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、融資についての必要な条件は、取扱金融機関の定めるところによる。
- 3 融資の条件変更の取扱いについては、取扱金融機関（保証付きの場合は保証協会を含む。）がやむを得ないと認める場合に限り、融資期間内での融資期間の延長及び返済額の変更等の条件変更は可能とする。
- 4 取扱金融機関は、前項の規定により融資の条件を変更したときは、速やかに坂井市中小企業事業振興資金融資の条件変更に係る報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。

(融資の手続)

第8条 融資を受けようとする者は、坂井市中小企業者等振興資金融資申込書（様式第2号）2部に市税を完納していることを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

- 2 開業資金の融資を受けようとする者は、前項の書類のほか事業計画書（様式第3号）を添えなければならない。
- 3 借換資金の融資を受けようとする者は、第1項の書類のほか借入金内訳表（様式第4号）を添えなければならない。
- 4 取扱金融機関は、第1項の申込書を受けたときは、速やかに申込内容に関する審査を行い、この告示の目的に合致すると認めた場合は、当該金融機関の定める手続きにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第9条 取扱金融機関は、福井銀行、福井信用金庫、北陸銀行及び北國銀行とする。

(原資の預託)

第10条 市長は、融資に必要な原資を取扱金融機関に預託する。

(金融機関の協調)

第11条 取扱金融機関は、前条の規定により預託を受けた金額にその5倍以上の自己資金を加えた額を融資に充てるものとする。

(融資状況の報告)

第12条 取扱金融機関は、融資月の翌月末日までに当該融資に係る融資状況を、坂井市中小企業者等振興資金融資状況報告書（様式第5号）により市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、融資を受けた者に事故が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(融資金の返還)

第13条 取扱金融機関は、融資を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、融資金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申込によって融資を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、融資金の償還を怠ったとき。
- (3) 融資金を第三者に転貸したとき。
- (4) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (5) 組合が解散したとき。
- (6) 前各号のほか、市長の指示に従わないとき。
- (その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、資金の融資に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに改正前の坂井市中小企業事業振興資金融資要綱の規定によりなされた決定、手続き、その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(原油価格の高騰に伴う特別措置)

- 3 平成20年1月1日から平成20年3月31日までの間に申請のあった一般資金のうち運転資金については、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項に規定する特定中小企業者で、同法同条同項第5号に該当する場合は、別表中「1,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「5年以内」とあるのは「7年以内」とする。

- 4 前項の規定により融資を受けようとする者は、第7条第1項に規定する書類のほか、市長が特定中小企業者であることを証明する書類を添えなければならない。

附 則（平成20年1月10日告示第41号）

この告示は、平成20年1月10日から施行する。

附 則（平成20年3月19日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第47号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月16日告示第207号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第137号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第75号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第37号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月1日告示第108号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年5月1日告示第229号）

この告示は、令和8年5月2日から施行する。

別表（第7条関係）

資金の種類	資金使途	限度額	融資期間	融資利率	返済方法	担保・連帯保証人
一般資金	運転資金	2,000万円	7年以内（据置1年以内を含む。）	福井県中小企業育成資金（一般）に準ずる。	月割賦による元金均等償還	取扱金融機関の定めによる。
	設備資金	3,000万円	10年以内（据置6月以内を含む。）			
開業資金	運転及び設備資金	1,500万円	7年以内（据置1年以内を含む。）	福井県開業支援資金（無担保）に準ずる。		
借換資金	運転及び設備資金	2,000万円	10年以内（据置1年以内を含む）	次に掲げるとおりとする。 （1）5年以内 福井県中小企業育成資金（一般）の利率に0.4%加算した率 （2）7年以内 福井県中小企業育成資金（一般）の利率に0.6%加算した率 （3）10年以内 福井県中小企業育成資金（一般）の利率に0.9%加算した率		

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

坂井市長 様

金融機関名

支 店 名

㊤

担当者名	
連絡先(TEL)	

坂井市中小企業者等振興資金融資の条件変更に係る報告書

坂井市中小企業者等振興資金融資要綱第7条第4項の規定により、条件変更について下記のとおり報告いたします。

記

企 業 名		住 所	
資 金 名		業 種	
貸出年月日		貸出金額(円)	
変更(予定)日		現 在 残 高	
条 件 変 更 の 内 容	(変更前)		
	(変更後)		
条 件 変 更 の 理 由			

※この報告書に条件変更後の返済予定表を添付すること。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

坂井市中小企業者等振興資金融資申込書

坂井市長
取扱金融機関の長

様

住 所 _____
事業所名(商号) _____
代 表 者 _____ 印
T E L _____

資本金(元入金)	千円	従業員数	常時 人	臨時 人	家族 人
開 業 年 月 日	年	月	日	業種	
主要製造・販売取扱 品 等					
金 融 機 関	銀 行	信用金庫	支店	資金使途明細 ※資金需要の内容、金額、積算根拠を具体的に記入してください。	
資 金 の 種 類	一 般 ・ 開 業 ・ 借 換				
借 入 希 望 額	設備資金 円				
	運転資金 円				
借 入 期 間	月(うち 月据置き)				
借 入 希 望 日					
返 済 方 法					
信 用 保 証	有 ・ 無				
当制度の利用状況	年度	金 額			
連 帯 保 証 人	氏名			氏名	
	住所			住所	
	本人との関係			本人との関係	
担 保 物 件	所在地				
	種 類		面 積	m ²	
金融機関記載欄	融資の可否 可 ・ 否				貸付利率 %
	否決理由()				

添付書類：市税納税証明書、事業計画書(様式第3号。開業資金の融資を受けようとする者のみ。)、借入金内訳表(様式第4号。借換資金の融資を受けようとする者のみ。)

当資金の申込に当たり、円滑な制度運用のため、申込者の情報に関して、坂井市、取扱金融機関及び福井県信用保証協会間での提供及び授受行為についてあらかじめ同意します。

申込(同意)者 住 所 _____
企業名 _____
代表者 _____ 印

様式第3号(第8条関係)

事業計画書

1 事業概要

開業形態	個人・法人	資本金	千円	商号	
事業所開設住所					
開業年月日(予定)	年 月 日		業種		
従業員数	常時 人、臨時 人、家族 人				
事業内容					
販売先・仕入先					
開業の目的、動機					
この事業の経験、経歴、資格取得状況等					
営業許可等	☐ 取得済(名称及び番号) ☐ 申請中(名称) ☐ 許可を要しない業種				

2 事業の着手状況

	内 容	取得(完了)年月日
☐	開業済である。	年 月 日
☐	設備機械器具類を発注済である。	年 月 日
☐	土地、事業所を取得するための頭金等支払い済である。	年 月 日
☐	土地、事業所を賃借するための権利金、敷金等支払済である。	年 月 日
☐	商品・原材料の仕入れを行っている。	年 月 日
☐	その他(具体的内容：)	年 月 日

3 資金計画

(単位：千円)

	必要資金の明細	金額	資金調達方法	金額
設備資金	不動産		自己資金(会社は資本金)	
	設備等		金融機関からの借入金	
			その他	
	小 計		小 計	
運転資金	仕入費用			
	人件費			
	小 計		小 計	
必要資金合計			調達資金合計	

4 収入及び支出計画

項目		開業後の1年間	開業1年後から1年間
収入	売上高		
	営業外収入		
	合計①		
支出	材料費(商品仕入)		
	人件費		
	営業費		
	その他管理費		
	営業外費用		
	合計②		
利益(①－②)			

借入金内訳表

①既存融資							
自 行 分	資金名	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
			年 月 日	千円		円	年 月 日
			年 月 日	千円		円	年 月 日
			年 月 日	千円		円	年 月 日
			年 月 日	千円		円	年 月 日
			年 月 日	千円		円	年 月 日
小計					千円	円	
他 行 分			年 月 日	千円			年 月 日
			年 月 日	千円			年 月 日
			年 月 日	千円			年 月 日
	小計					千円	円
合計					(A)	(C) 円	
②新たな事業資金					(B)		
③借入申込額(①+②)				(A+B) 千円	(D) 円		
④今回の借換による返済額の軽減の確認 (C) 円≧(D) 円							

年 月 日
申請者
住所
事業所(者)名

印

金融機関の印

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

坂井市長 様

金融機関名

代 表 者 名

坂井市中小企業者等振興資金融資状況報告書(年度 月分)

1 当月融資等の状況

	実 行		否 決		計	
当 月 の 申 込 状 況	件数	件	件数	件	件数	件
	金額	円	金額	円	金額	円
今 年 度 累 計	件数	件	件数	件	件数	件
	金額	円	金額	円	金額	円
当 月 中 回 収 状 況	件数	件(件)				
	金額	円(円)				
代位弁済状況	件数	件(件)				
	金額	円(円)				
貸倒損失処理 状 況	件数	件(件)				
	金額	円(円)				
当 月 末 貸 付 残 状 況	件数	件(件)				
	金額	円(円)				

※()には、合併前の4町において実行した融資実績を加算した件数及び金額を記入してください。

2 当月申込者明細

氏 名	住 所	業 種	融資年月日	融 資 金 額	資 金 種 類	資 金 使 途	融 資 期 間 (措置期間)	融 資 利 率	保証協 会保証
					一般・開業・借換		()		有・無
					一般・開業・借換		()		有・無
					一般・開業・借換		()		有・無
					一般・開業・借換		()		有・無
<否決企業>					一般・開業・借換		()		有・無
					一般・開業・借換		()		有・無

※一般資金については、申込書(様式第2号)及び償還計画表の写しを添付してください。

※開業資金については、申込書(様式第2号)、償還計画表の写し及び事業計画書(様式第3号)を添付してください。

※借換資金については、申込書(様式第2号)、償還計画表の写し及び借入金内訳表(様式第4号)を添付してください。

3 当月返済完了者等明細

氏 名	住 所	融 資 年 月 日	融 資 金 額	完 了 年 月 日	事 由
					約定・繰上・代位弁済・その他()
					約定・繰上・代位弁済・その他()
					約定・繰上・代位弁済・その他()

※合併前の4町において実行した融資案件についても記入してください。

様式第 1 号 (第 7 条関係)
様式第 2 号 (第 8 条関係)
様式第 3 号 (第 8 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 1 2 条関係)